

くらしの110番 SNS広告からの痩身商品の勧誘に注意

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

SNS上のダイエット関連の広告をタップしたところ無料メッセージアプリの登録へ誘導され、購入後にアプリ上で次々と不要な商品を勧められるトラブルが起きています。頼んでいない商品が届いて代金を請求されたり、うっかり個人情報を伝えてしまったりするケースもあります。

また、メッセージで返金について尋ねても自動応答のような的外れな返事が来る、電話をしても出ないなど不誠実な対応をされたという相談も寄せられています。

【事例】

SNSに度々出てくるダイエット広告をきっかけに、無料アプリへ登録すると薬剤師を名乗る人物とのやり取りが始まった。「1か月で10キロ痩せる、リバウンドはしない」と勧められ、痩身茶と足裏パッチを購入した。その時は代引きで8万円を支払った。その後「それだけでは痩せない」と10万円分のサプリなどの購入を次々と勧められ、困惑している。

消費者へのアドバイス

- ①無料メッセージアプリの相手の言うことをうのみにせず、少しでも不審に思ったら購入は控え、相手との連絡を絶つことも考えましょう。
- ②相手(事業者情報)については「会社概要」や「特定商取引法に基づく表記」を参照して、架空や実在企業をかたった偽者ではないか確認しましょう。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎188（いやや） 埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999

水道料金(基本料金)を免除します

問合せ 上下水道課 上水道担当 ☎0495-77-3781 FAX0495-77-1491

物価高騰等が継続している中、経済的な負担増に直面している町民・事業者の皆様を支援するため、水道料金の基本料金を免除します。

今回の基本料金の免除について申請等の手続きは不要です。水道料金の請求時に基本料金を差し引いて請求します。

【対象】

町と水道使用の契約をしている方（公共機関は対象外）

【免除内容】

水道料金の基本料金1期分を免除

基本料金 1,320円/月 × 2か月(1期分) = 2,640円(税込み)

【対象期間】

奇数月検針区(11月の1期分)

小浜、新宿、渡瀬、池田、二ノ宮、貫井、新里

偶数月検針区(12月の1期分)

肥土、関口、元阿保、元原、熊野堂、原新田、植竹、中新里、八日市、四軒在家、下阿久原、上阿久原、矢納

人事行政の運営等について公表します

問合せ 総務課 職員担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

「神川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等についてお知らせします。制度の公平性・透明性を高め、町民の皆様にご理解をいただくことを目的としています。

1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(令和7年度)

9名(うち男性2名、女性7名)

(2) 部門別職員数の状況

			職員数		増減数
			令和6年度	令和7年度	
普 通 会 計	一 般 行 政	議 会	2	2	0
		総 務	34	31	▲ 3
		税 務	11	11	0
		労 働	0	0	0
		農林水産	6	7	1
		商 工	3	3	0
		土 木	10	10	0
		民 生	33	34	1
		衛 生	9	10	1
	計	108	108	0	
	教 育		22	24	2
普 通 会 計 計		130	132	2	
会 計 部 門	公 営 企 業 等	水 道	4	4	0
		下 水 道	0	1	1
		そ の 他	11	12	1
		公営企業等会計部門計	15	17	2
		合 計	145	149	4

2. 職員の人事評価の状況

(1) 評価方法

- ①能力評価…評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
- ②業績評価…職員があらかじめ設定した業務目標の達成度やその他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価

(2) 評価期間 毎年4月1日～翌年3月31日

(3) 評価結果の活用 被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用

3. 職員の給与の状況

(1) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(令和7年4月1日現在)

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与(給料と諸手当)月額の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.9 歳	307,955 円	350,340 円

②職員の初任給の状況

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	225,600 円	213,600 円	201,000 円

(2) 職員の手当の状況(令和6年度)

- ①期末・勤勉手当
 - i 1人あたり平均支給額 1,548千円
 - ii 支給割合 期末手当2.5月分 勤勉手当2.1月分
- ②退職手当 平均支給額 10,611千円
- ③諸手当

手当名	支給単価 (月額)	支給実績 (総額)	支給職員 1人当たり 平均支給年額
扶養手当	6,500～10,000円	12,116 千円	220 千円
住居手当	借家16,000～ 28,000円	5,652 千円	257 千円
通勤手当	自動車 2,000 ～ 18,700円	7,317 千円	65 千円
管理職 手当	課長級： 53,000円 課長補佐級： 35,000円	20,256 千円	494 千円

(3) 特別職の報酬等の状況(令和6年度)

区分		給料月額等
給 料	町長	723,000 円
	副町長	601,000 円
	教育長	565,000 円
期末手当	共通	4.6 月分 役職加算 15%

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は11日と1時間であり、前年より2日1時間45分増加しました。

(2) 時間外勤務の状況(令和6年度)

職員1人あたりの時間外勤務 月平均6.2時間

5. 職員の分限および懲戒処分の状況

令和6年度は分限処分は0件、懲戒処分は0件でした。

6. 職員の退職管理の状況

再就職者が就職先である企業等のために現職職員に働きかけを行うことは公務の公正およびこれらに対する住民の信頼を損ねるおそれがあるため、離職後に企業等に再就職した元職員による働きかけが禁止されています。

7. 公平委員会の業務の状況

令和6年度において、職員からの勤務条件に関する措置の要求、および不利益処分に関する不服申立ての事由はありませんでした。